

# 工事・作業許可申請（届）の手引き

平成 2 7 年

佐世保海上保安部

## 目次

1.	工事・作業の目的	3
2.	申請先	4
3.	工事・作業の範囲	4
4.	申請者	5
5.	申請時期	5
6.	審査基準及び標準処理期間	6
7.	申請書の様式及び記載要領等	6
8.	港則法適用港以外での工事・作業	14
9.	米軍提供海域について	14
10.	許可申請書【別紙1】	15
11.	緊急連絡網【別紙2】	16
12.	使用船舶一覧表【別紙3】	17
13.	許可申請書（変更）【別紙4】	18
14.	使用船舶（潜水土）変更（追加）届【別紙5】	19
15.	完了届【別紙6】	20
16.	簡易標識調査票【別紙7】	21
17.	佐世保管内特定港及び特定港以外の港（適用港）【別紙8】	22
	以下港則法区域を示す略図（23ページ～35ページ参照）	
(1)	佐世保港（特定港）	(10) 津吉港（適用港）
(2)	相浦港（適用港）	(11) 生月港（適用港）
(3)	臼ノ浦港（適用港）	(12) 大島港（適用港）
(4)	江迎港（適用港）	(13) 小値賀港（適用港）
(5)	大村港（適用港）	
(6)	平戸港（適用港）	
(7)	田平港（適用港）	
(8)	今福港（適用港）	
(9)	松浦港（適用港）	

## 1 工事・作業許可の目的

佐世保海上保安部管内における港則法に定める特定港・適用港及びこれらの港の境界附近において、工事・作業が実施される場合、一定の海域が占用され、また、作業船が直ちに移動出来ないなど船舶交通及び港の整頓が阻害される恐れがあることから、それぞれ許可制度により工事・作業の実態を明らかにし、特定港（佐世保港）にあつては港則法第31条の規定により佐世保港長が、適用港については同法第37条の5により佐世保海上保安部長が、船舶交通の安全のために必要な措置を執らせることを目的としたものです。（下記各条文参照）

### 港則法第31条

- 1 特定港内又は特定港の境界附近で工事又は作業をしようとする者は、港長の許可を受けなければならない。
- 2 港長は、前項の許可をするに当り、船舶交通の安全のために必要な措置を命ずることができる。

### 港則法第37条の5

…第31条…の規定は、特定港以外の港に準用する。…

（罰則：許可申請をせずに工事を行った場合）

港則法第31条第1項の規定に違反して許可を得ないで工事又は作業をした者又は及び同法同条第2項の規定に違反して命令された必要な措置をとらなかつた者は3箇月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられる。（港則法第39条）

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して本条の違反をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても30万円以下の罰金に処せられる。（港則法第43条）

## 2 申請先

佐世保海上保安部管内の港則法に基づく港別の申請先は、次のとおりです。

申請先	申請が適用される港名	申請書記載の宛先		
佐世保海上保安部	佐世保港（佐世保）	佐世保港長		
	相浦港（佐世保市） 臼浦港（佐世保市） 江迎港（佐世保市）	佐世保海上保安部長		
佐世保海上保安部	松浦港（松浦市） 今福港（松浦市） 大村港（大村市） 小値賀港（小値賀町）			
	平戸海上保安署		平戸港（平戸市） 田平港（平戸市） 大島港（的山大島） 生月港（平戸市） 津吉港（平戸市）	佐世保海上保安部長 （平戸海上保安署長経由）

なお、崎戸港（西海市）及び有川港（新上五島町）については、長崎海上保安部が窓口となっておりますので、ご注意ください。（別紙8を参照）

### 【工事・作業に関する問い合わせ先】

佐世保海上保安部交通課 〒857-0852 佐世保市干尽町4-1 佐世保港湾合同庁舎5F 電話・FAX（一般） 0956-31-5512
平戸海上保安署 〒859-5121 平戸市岩の上町 1529-2 電話（一般） 0950-22-3997

## 3 工事・作業の範囲

- (1) 「工事」と「作業」には明確な区別はありませんが、「工事」は施設の築造、海底の掘り下げ、埋立て等、その場所に将来施設その他痕跡を残すもの、あるいは形状に変更をきたすもの、「作業」は潮流観測、磁気探査、沈殿物の引揚げ等、その場所に痕跡を残さないもの、あるいは形状の変更をきたさないものとして区別しています。
- (2) 一般的に工事又は作業と呼ぶものであっても、船内において行われる

清掃作業など当該行為の及ぼす影響が当該船舶内に限られるもの又は、港内の船舶交通を阻害するおそれがない行為、船舶の離着岸及び荷役作業など港内で通常行われる行為については除外されます。

- (3) 定置網、のりひび、かき筏、真珠貝養殖筏、漁礁等漁業に関する工作物を設置する場合の他、潜水して行うスクラップ採取、船底清掃等の作業は、器具使用の有無に関係なく作業に該当します。
- (4) 特定港内でのえい航は、港則法施行規則第9条第1項「えい航制限」により、他の船舶その他の物件を引いて航行するときは、引船の船首から被えい航物件の後端までの長さは200メートルを超えてはならない。」と規定されています。同規則第21条第2項「適用除外」により、「あらかじめ港長の許可を受けた場合については適用しない。」とされ、港長の許可があれば、200メートル超えのえい航も可能となります。

#### 4 申請者

申請者（「工事又は作業をしようとする者」）とは、工事又は作業の実施責任者すなわち、工事又は作業を実際に施工する責任者並びに指揮監督の権限を有する者のことであり、許可に付与された措置命令を確実に履行できる職位と責任のある者でなければなりません。したがって、請負契約を結んで施工の実施が一任される場合には、請け負った元請業者が該当することになります。

#### 5 申請時期

工事・作業は、実施者側での周知活動及び海上保安庁から一般船舶に対する水路通報・航行警報による周知が行われる場合があるほか、必要に応じて、船舶交通の制限・禁止を行うことがありますので、原則として当該工事作業の着工日の1ヶ月前に申請を行う必要があります。

なお申請時間等は、土曜、日曜、祝日及び年末年始を除く、午前8時30分から午後5時15分の間に申請をお願いします。

七管区航行警報及び七管区水路通報
<a href="http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN7/top.html">http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN7/top.html</a>
MICS（携帯）
<a href="http://www6.kaiho.mlit.go.jp/m/index.html">http://www6.kaiho.mlit.go.jp/m/index.html</a>
MICS(スマートフォン)
<a href="http://www6.kaiho.mlit.go.jp/sp/index.html">http://www6.kaiho.mlit.go.jp/sp/index.html</a>

## 6 審査基準及び標準処理期間について

行政手続法に基づき、港則法に規定する各種許可基準及び標準処理期間をそれぞれ定めております。なお、工事作業許可申請にあつては、1ヶ月間となっております。申請から工事・作業実施日までの期間が短い場合は、実施日までに許可が下りない場合がありますので、早めのご相談と早めの申請を心掛けてください。

## 7 申請書の様式及び記載要領等

申請は、所定の様式（A4、別紙1～7参照）により1部提出してください。

### (1) 記載要領

提出の際は、各様式の項目順に各記載例を参考に具体的に記載し、その説明のために必要な図面等は末尾に参考資料として綴り申請してください。

### (2) 申請の宛先

申請の宛先は、港により異なりますので、2項目の欄を参照してください。

### (3) 申請者

申請者は、住所（会社等所在地）・氏名（会社名）、電話番号等を記載のうえ、押印して提出してください。

### (4) 目的及び種類

目的及び種類は、単に「港改修工事」と記載せず、具体的に記載してください。

種類・・・工事作業の主な種類を記載する。

例：	発注の	港改修工事による	岸壁（メートル）
		築造工事（床堀、基礎捨て石、ケーソン据え付け、上部工）	
：	発注の	港改修工事のうち、簡易磁気探査及びボーリング地質調査	
：	発注の	漁港地域基盤整備工事に伴う防舷材取付工事及び汚濁防止膜設置工事	
：	発注の	岸壁の潜水目視調査	
：	発注の	岸壁改修工事にかかる鋼管杭打設工事	
：	発注の	漁港機能強化工事に伴う深浅測量	

目的・・・工事作業の施工目的を記載する。

### (5) 期間及び時間

期間及び時間の欄には、実際に海上工事を実施する期間（契約期間ではあ

りません)を記載し、時間は作業を行う時間を記載してください。なお、予備日を設定される場合は予備日が分かるように記載してください。

イ 期間の記載例

例：期間：平成 年 月 日～平成 年 月 日

(予備日： 月 日～ 月 日)

ロ 作業日数が決まっている場合の記載例

期間：平成 年 月 日～平成 年 月 日の内1日間

ハ 時間の記載例

時間：日出～日没

時間：0900～1700

(6) 区域又は場所

作業に必要な範囲及び位置を緯度経度(世界測地系)で表示する若しくは、灯台等の著名物標からの方位距離により特定してください。

(港湾・漁港計画平面図等を添付してください。)

イ 場所が岸壁上又は岸壁付近である場合

例： 港第 区 岸壁地先

ロ 場所が海上の区域である場合

例1：次の 、 、 、 を結ぶ区域内

北緯 度 分 秒(又は北緯 度 . 分)

北緯 度 分 秒(又は北緯 度 . 分)

北緯 度 分 秒(又は北緯 度 . 分)

北緯 度 分 秒(又は北緯 度 . 分)

例2： 灯台から 度 メートルを中心に半径 メートルの円内

(7) 方法

工事・作業の施工方法は、安全対策の確認に必要となることから、工程に従い順序良く、図面等を用いて具体的に解りやすく記載してください。

なお、別紙に記載して頂いて結構です。

イ 簡易磁気探査、ボーリング地質調査の工事の場合

例：工事に先立ち潜水土船を使用し、フーカー式潜水器具を装着し、簡易磁気探査装置を携行した潜水土 名で の区域を探査します。

探査結果に異常値があれば、ブイにてマーキングのうえ、異常物を確認し、爆発物でなければ引き揚げ、再度上記潜水土で異常物がないことを確認します。

異常値を示す物が爆発物らしきものと思料される場合は、作業を中断し工事・作業関係者に周知のうえ、作業を中断し水蓄保管のまま別紙連絡網により海上保安部に速報します。

磁気探査の結果、異常がないことを確認の後、岸壁で組み立てたスパット台船（ $m \times m \times m$ 、灯火及び赤旗を明示）を、作業船で曳航のうえ固定し、ボーリングマシンにより海底より深度  $m$ メートル付近まで掘削して試料取りを行います。

作業が終われば、次のボーリング地点へスパット台船を移動させ、同様の作業を繰り返し行い、作業終了後は、岸壁まで曳航のうえ、解体し陸上輸送します。

なお、各地点の施工期間は約 日昼夜連続設置となります。

#### □ 床掘の場合

例：工事に先立ち、別途契約による磁気探査を実施して実施結果を当社で確認し、異常物及び異常値がないことを確認して工事に着手します。

浚渫船を 港から曳航のうえ、現場海域到着後 4 点の錨（又はスパット）にて固定し、各錨末端に灯火 4 基設置して工事区域を明示した後、 $m$ メートルまで浚渫します。

なお、浚渫土は土運船により  $m$ まで海上輸送し、埋立土として流用します。

浚渫完了後は、測量船にて測量します。

#### ハ 漁礁やケーソン等を設置する場合

例： 港で作成された漁礁 基を起重機船に積み込み、押船にて曳航、漁礁沈設海域に到着後、4 点の錨（又はスパット）にて起重機船を固定し、吊り上げ設置します。

#### (8) その他（別紙 2、3 参照）

その他は、安全対策、使用船舶、緊急連絡網等、工事・作業の参考となる事項について記載してください。別紙に記載して頂いて結構です。

#### イ 安全対策について

工事・作業に伴う利害関係者への周知、標識の設置、警戒船配置などの安全対策については、以下のような事項に注意してください。

##### 周知

- ・工事・作業計画の実施前には利害関係者及び通航船舶等に対し予め十分な周知・調整を行い、周知先のリストを提出してください。



- ・利害関係者との調整は、許可申請前に終了させてください。

例：本件工事に先立ち、地元 漁業協同組合、 旅客船株式会社、その他、付近海域を航行する別紙（一覧表）の関係船舶には、工事内容を別紙のリーフレット等により周知し、協力依頼を行うとともに事故防止に努めます。

#### 工事区域の明示

- ・標識による工事区域を明示してください（昼夜間用共）
- ・実際に工事の施工、安全の確保に必要な区域を設定してください。
- ・灯火標識を設置する場合は規格（灯火の質、色、光達距離）、個数、管理方法等を明示したうえ図面上にも記載してください。
- ・船舶交通に影響が及ぶ工事区域の設定等については、審査の際に工事作業区域を変更していただく場合があります。
- ・船舶交通が輻輳する海域で、赤旗のみの位置表示は昼間のみの短時間の工事に限られます。
- ・工事用灯火は、原則として簡易標識の扱いとなる黄色15カンデラ未満ですが、航路と隣接する場合、工事の期間内容によっては、灯火の色や規模などを指定することがあります。
- ・設置灯火は毎日始業時に点検し、異常がないことを確認してください。
- ・工事作業区域の中で、実際に起重機船等の錨泊位置（アンカー末端まで）等海域を占用する範囲を明示した図面を添付してください。

例：工事作業区域は、昼間は赤旗 本により区域を明示するとともに夜間は灯浮標（黄色、 秒 閃、光達距離 km、 社製 型）計 基を設置し位置を明示します。

#### 工作物等の明示

- ・海上にスパット台船、張り出す足場等を設置する場合は、夜間に通航する船舶の事故を防止する理由から、点滅灯や標識灯により位置表示が必要です。また設置された灯火の点検も行い、異常がないことを確認してください。
- ・その他申請書には、規格（灯火の質、色、光達距離）、個数を記載してください。

例：スパット台船の四隅には、標識灯又は点滅灯（黄色、 秒 閃、光達距離 メートル、 社製 型）を設置します。なお、設置灯火は、毎日始業時に点検し異常がないことを確認します。

## 警戒船

自らの工事作業に従事している船舶、人員のみならず付近通航船舶等の交通安全を主とした警戒要領を明記してください。

- ・「警戒船」の表示等有効な警戒船の能力を具備した警戒船を使用してください。
- ・通航船舶に対する効果的注意喚起を行える汽笛、拡声器、船舶電話、携帯電話、無線機等の設備を備えてください。
- ・警戒船には、船長以外に業務講習受講証明書を有する専従の警戒員を1名以上乗船させてください。

例1：工事作業の実施に当たり、潜水作業及び浚渫作業時には警戒船を配備し、付近航行船舶に対して、VHF無線機及び拡声器等による注意喚起、情報提供を行います。

なお、付近に通航船舶がある場合には、作業を中止するとともに作業員の安全及び通航船舶の交通安全を図ります。

例2：作業中は、作業船上に専従警戒員を配置し、工事作業区域に接近する船舶等の監視を行い必要に応じて作業を中止します。

また通航船舶に対しては、汽笛、拡声器等により、注意喚起、情報提供を行います。

## 潜水作業時

潜水作業時には国際信号書に定めるA旗を表す信号板の掲揚、ボディ（潜水作業員、補助監視員）による作業、船上と潜水土との連絡体制（水中電話や信号索等）の確保に努めるとともに、付近航行船舶に対する安全が確保できる体制を図ってください。

例：潜水作業時には、警戒船を配備して、付近航行船舶に対する情報提供を実施するとともに、国際信号書に定めるA旗を表す信号板を掲揚し、潜水土の潜水時には専従の連絡員により補助させます。また潜水土と船上の連絡は、常時水中電話により連絡手段を確保します。

## 水底土砂の安全性

水底土砂の処分（埋立・覆砂等の再利用を含む）については、環境汚染防止の観点から、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令」等に基づく判定基準に従う必要があります。

平成26年6月1日「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」及び「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令」が一部改正され

たことにより水底土砂の排出基準が強化されています。このため、平成平成26年6月1日以降に実施される港湾工事等において浚渫土砂等海域への排出は新基準(33項目)の安全性を確認しなければなりません。

さらに平成15年10月1日施行の「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令」により、水底土砂の排出基準に新たにダイオキシン類が追加となっているので、留意してください。

したがって、水底土砂を攪拌する作業、海域への排出を伴う水底土砂の浚渫作業時については、前記安全性を確認して施工することを明記してください。

また、新規実施される海域については、新基準(33項目)及びダイオキシン類の検査結果の写しを添付してください。

例1：浚渫作業前には、浚渫予定箇所の水底土砂を分析のうえ、有害物質を含まないことを確認して実施します。

例2：別添のとおり、発注者 において、平成 年 月 日実施の水底土砂の分析の結果、浚渫予定海域の水底土砂は有害な物質を含まないことが確認されています。

#### 残存機雷等の安全性

佐世保港内及び付近海域は、残存機雷海域が設定され、同海域では、今でも機雷等爆発物が発見されています。残存機雷海域外においても爆発物が発見されていますので、海底を掘る、杭等を打ち込むような海底に衝撃を与えるような工事・作業が発生する場合は、工事・作業の安全を確保するため、磁気探査等による安全確認が大切です。

例：工事に先立ち、別途契約による磁気探査を実施し、異常物及び異常値がないことを確認して工事に着手します。

#### 気象・海象の中止基準

使用船舶の能力、施工方法等により、風速、波高、視程等による工事作業の中止基準を具体的に設定してください。

##### 参考 気象庁 長崎県の警報注意報発表基準

- ・強風注意報 平均風速10m/s(壱岐・対馬・五島12m/s)
- ・風雪注意報 平均風速10m/s(壱岐・対馬・五島12m/s)
- ・波浪注意報 有義波高2.5m/s
- ・暴風警報 平均風速10m/s

- ・暴風雪警報 平均風速 20 m/s
- ・波浪警報 有義波高 6 m/s

例：テレビ、ラジオ等気象情報の入手に努めるとともに、作業中止基準

以下に定め、いずれかに該当する場合、若しくは作業海域である地方に 注意報が発令された場合は作業を中止します。

その他の事項

工事作業の種類及び実施場所に応じ、次の事項に留意して具体的に記載してください。

例 1：作業船（浚渫船、杭打船、起重機船等）のアンカーワイヤー、投錨位置に対する事故防止対策

例 2：工事標識等の流出防止策

例 3：油の流出、汚濁防止のための措置

例 4：資機材の落下、ごみ散乱等のおそれがある場合の予防措置

例 5：荒天時、夜間及び休日における作業船の避難場所及び待機場所

例 6：隣接場所等で異なる工事等が行われる場合の当事者間の連絡調整状況

例 7：工事変更、中断等における措置

例 8：作業員の事故防止対策

□ 工事・作業に使用する船舶、潜水土等について（別紙 3 参照）

船舶検査証書、検査手帳、各種免状の添付に替え、使用船舶一覧、潜水土一覧、警戒船一覧等にまとめて頂いて結構です。

八 連絡網及び担当者等の連絡先

事故発生等、緊急事態時の関係先への連絡系統を明確にする他、工事責任者、現場責任者、担当者等の氏名、連絡先電話番号等を明記してください。

(9) 工事・作業内容等の変更（別紙 4 参照）

施工途中の作業内容・施工方法等の変更及び工事・作業期間の変更は、判明次第、許可期間内に変更許可申請をすることが必要です。

また、使用船舶、潜水土に追加・変更が生じた場合は、追加・変更届の提出が必要です。

(10) 海図等への反映（工事・作業完了届の必要性）

工事・作業の結果、次のような船舶交通の安全に重大な影響を及ぼす可能性を生じた場合は、水路業務法第 19 条第 1 項（下記参照）に基づき海上保安

庁長官に通報しなければなりません。

- イ 岸線の形状に変化を与える岸壁、防波堤、離岸堤、導流堤等の港湾施設の築造、改良及び撤去工事
- ロ 水深に変化を与える潜堤、ケーソン仮置及び撤去工事、魚礁の設置、埋立又は掘下げ等の工事等海底管又は海上管の設置及び海底線の設置又は撤去工事等
- ハ 覆砂工事及び海底設置型観測装置等の設置等

水路業務法第19条第1項

港湾の修築、その他海岸線に重大な変化を生ずる工事をする者は、その旨を海上保安庁長官に通報しなければならない。

(11) 許可標識

船舶交通の安全のため、必要であれば完成後の工作物等に海上保安庁以外の方が航路標識を設置・管理することが可能ですので、事前にご相談してください。(下記条文参照)

航路標識法第2条(抜粋)

航路標識の設置及び管理は、・・・海上保安庁以外の者においても、その者が行う事業又は事務の用に供するため、・・・海上保安庁長官の許可を受けて、その者の費用で航路標識を設置し、又は管理することができる。

(12) 簡易標識

船舶交通の安全のため、完成後の工作物等に簡易な標識を一定期間又は不定期間に設置する場合は、設置情報を一般の利用者の方に周知する必要がありますので、灯火の要目・全体写真などの情報を別紙7「簡易標識調査表」により、届出してください。

(13) 水路測量について

掘下げ作業等で水深が変更され、最終的に海図への反映が必要とされる場合は、水路測量を計画しておく必要がありますので、当保安部まで事前にご相談してください。

なお、水路測量費用を国又は地方公共団体が負担又は補助する場合は、

水路業務法第6条に基づき海上保安庁長官の許可を受ける必要があります。(下記条文参照)

水路業務法第6条

海上保安庁以外の者が、その費用の全部又は一部を国又は地方公共団体が負担し、又は補助する水路測量を実施しようとするときは、海上保安庁長官の許可を受けなければならない。但し、学術上の目的をもって行う測量、局地的な測量等について国土交通省令で定める場合は、この限りでない。

8 港則法適用港以外での工事・作業

港則法適用港以外の海域において工事・作業を計画される際は、上記1.に準じて、海上交通安全の確保等の趣旨から届出をお願いしています。

申請は、「許可申請書」を「届」に書き換えて利用ください。

9 米軍提供海域について

佐世保港内の約80%の水域が日米地位協定に基づく制限水域となっており、立ち入り等が制限されています。

従って、港内での工事作業実施に当たっては、制限区域の範囲や内容を事前に確認するなどの必要があります。

なお、港内に錨・停泊している米国艦船から100メートル以内への接近は禁止されています。

ご不明な点は佐世保海上保安部交通課までお問い合わせしてください。

( 工事・作業又は行事 ) 許可申請書

年 月 日

佐世保港長 ( 作業海域に合わせて変更 ) 殿

申請者 住所

氏名

電話番号

印

1 目的及び種類

具体的に記載する

( \*\* 港第 \* 区改良工事・作業等で止めない )

2 期間及び時間

海上工事・作業の期間、予備日が分かるように記載

3 区域又は場所

別添に区域を示す図面等を付ける等、工事・作業の範囲が分かるようにすること。

4 方法

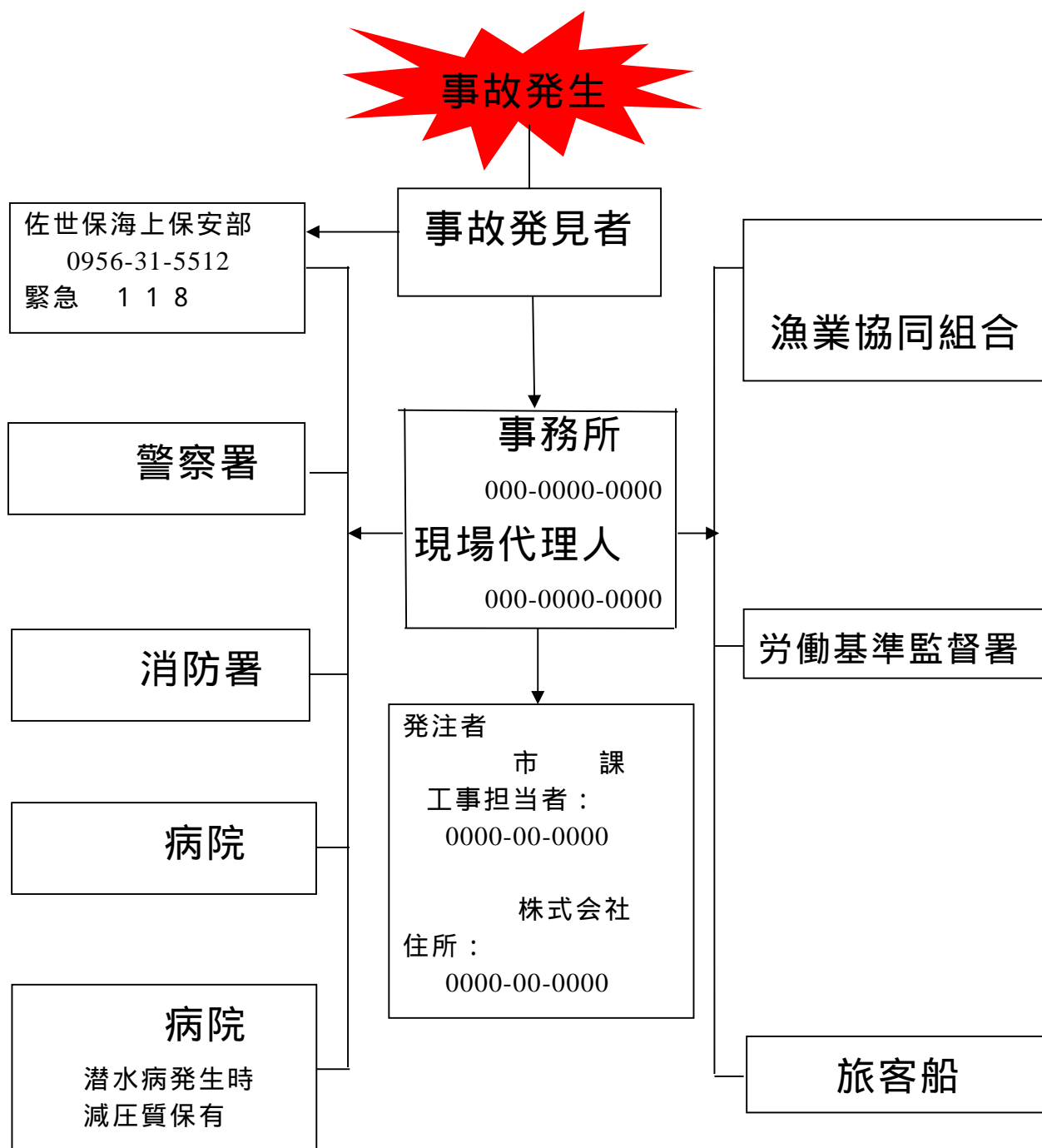
別添に作業方法、工程等、工事・作業の流れが分かるように記載すること。( 安全対策の確認に必要となります。 )

5 その他

安全対策、連絡網等、必要事項の記載が必要となるので、別紙記載となっても結構です。

緊急連絡網（例）

【緊急時連絡系統図】





## 使用船舶一覧表（例）

使用船舶一覧表									
船種	船名	船質	総トン数	有効期限	要目	所有者	船舶電話	船長氏名	備考
用途	船舶番号			最大定員			呼出符号	免状	
小型兼用船	丸	FRP	00トン	H30.1.1	10×3×0.5	****	090000000	****	
警戒船	000000			5名			JP0000	1小	

警戒船についても同様に一覧表にされて結構です。

その際、警戒船の船長と警戒員が別の人物であることが分かるように記載してください。

( 工事・作業又は行事 ) 許可申請書 ( 変更 )

年 月 日

佐世保港長 殿

申請者 住所  
氏名  
電話番号

印

1 変更理由  
( 具体的に )

2 目的及び種類

3 期間及び時間

4 区域又は場所

( 別添、区域を示す図面 )

5 方法

6 その他

\* 変更事項がある項目については変更事項を記載し、それ以外の項目については、第 \* \* 号記載事項に変更が無い旨を記載する。

使用船舶（潜水土）変更（追加）届

年 月 日

佐世保港長 殿

申請者 住所  
氏名  
電話番号

印

- 1 追加理由  
（使用船舶（潜水土）に変更（追加）が生じたため届け出ます。）
- 2 変更事項

別添のとおり

\* 使用船舶等の変更と併せて、期間、工事・作業内容等、安全対策に変更が生じる内容の変更する場合は、工事・作業許可申請書（変更）にて申請を行うこと

( 工事・作業又は行事 ) 完了届

年 月 日

佐世保港長 殿

申請者 住所  
氏名  
電話番号

印

1 完了事項

例佐世保港長許可第 \* \* 号 ( 平成 \* \* 年 \* 月 \* 日 ) により、許可を受けていました 工事が完了しましたので完了届を提出します。

2 工事・作業開始日

3 工事・作業完了日

4 その他

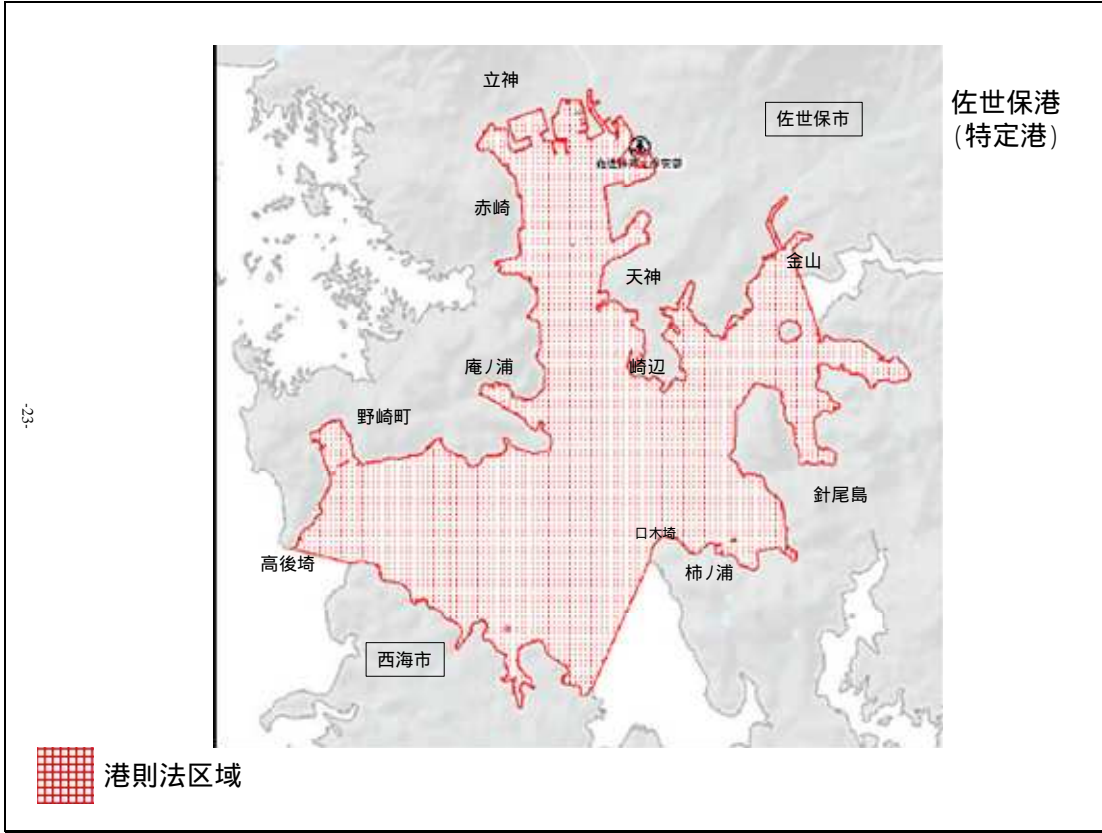
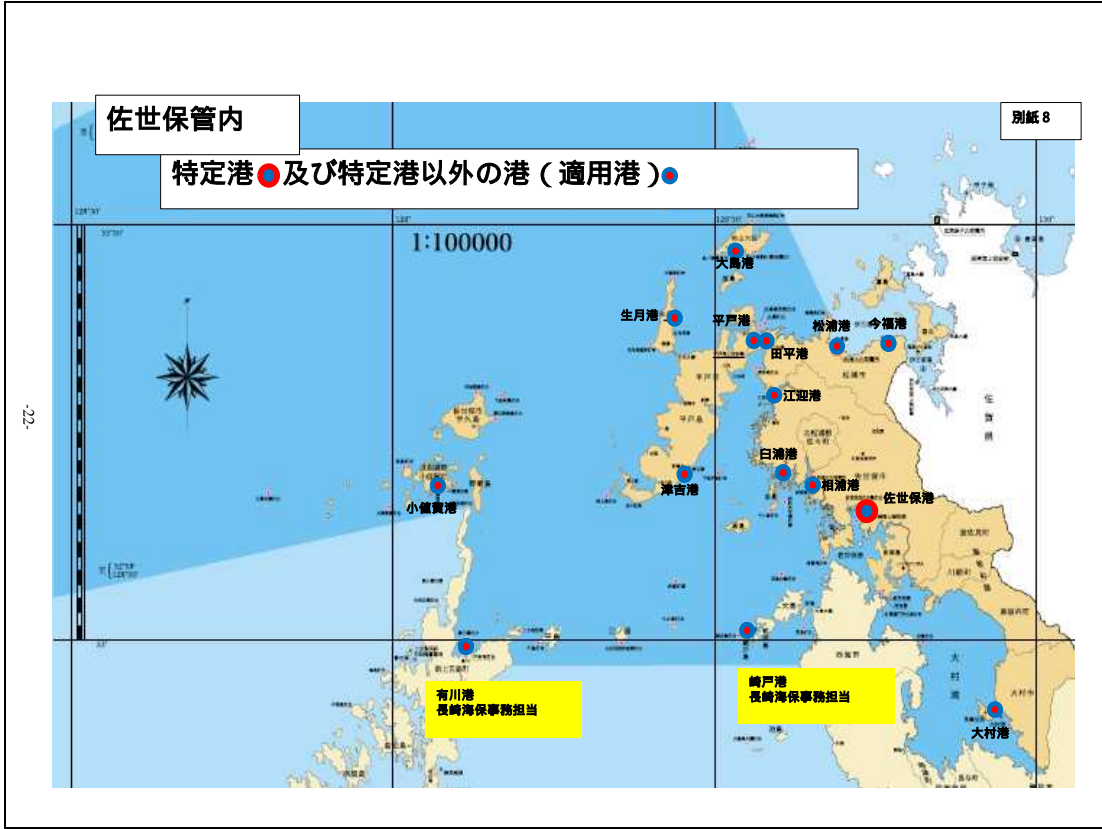
工事期間中の特異事項及び、完了後の図面等提出するものがあれば、記載及び別添等により提出

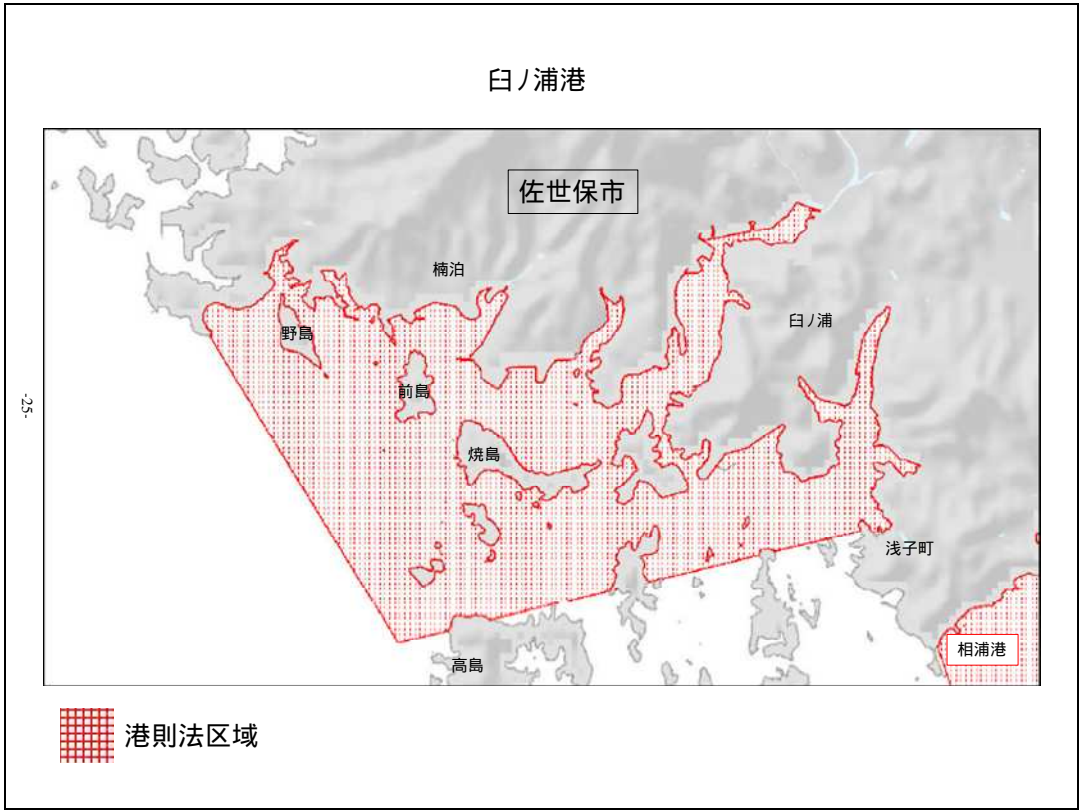
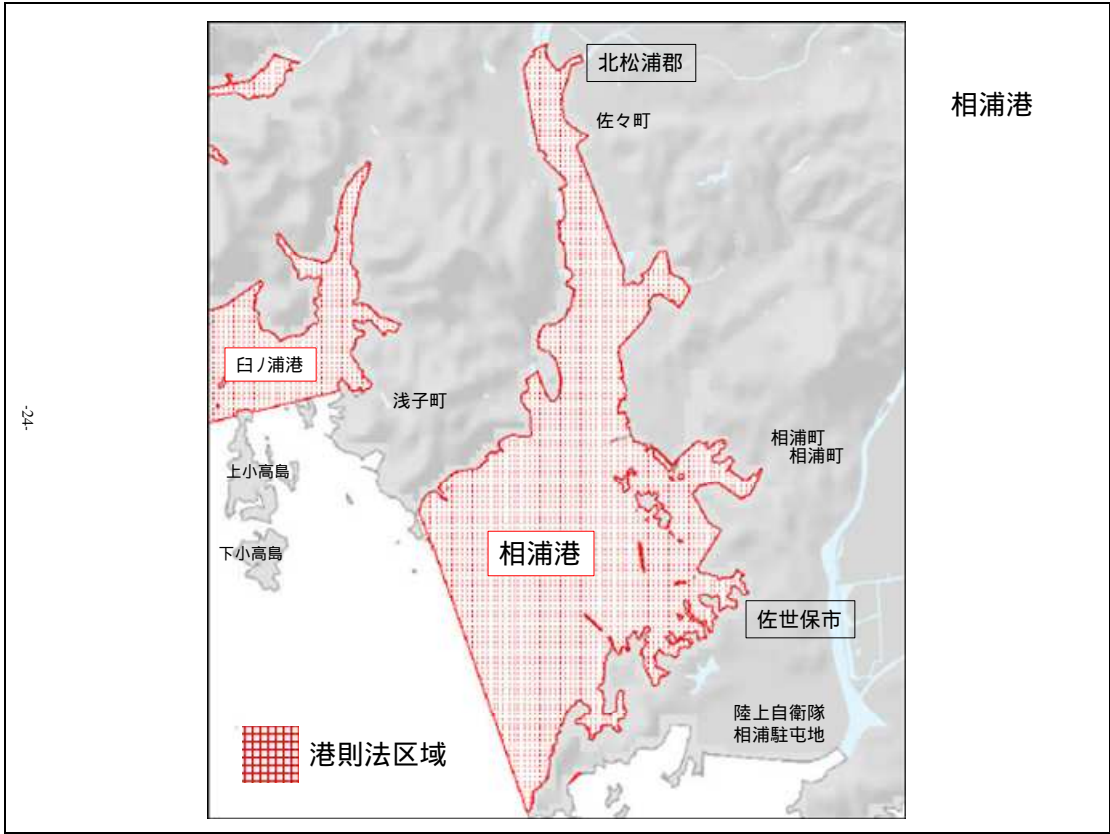
## 簡易標識調査票 様式 1

標識種別			
所在地	(住所)		
	(北緯)	(東経)	
設置目的			
港種等			
塗色及び構造			
灯質			
光度			
光達距離			
保守管理方法			
高さ	地上から灯火まで	m	
	平均水面から灯火まで	m	
	地上から構造物まで	m	
設置年月日			
廃止(予定)年月日			
設置者			
管理者			
海図番号			
近傍標識名			
認定番号	J A N A 認定品		
参考事項	連絡先	管理者	
		事故発生時	
	機器	製造会社	
		型式	
		その他	
	記事	別紙 事故発生時の連絡先系統図：	

- (注) 1 添付書類 図面(付近海域の状況がわかる位置図)  
 写真(遠景・近景を各2部)  
 仕様書(メーカー提出のもののコピー)
- 2 台風等の何等かの事故により、標識機能に障害が発生した場合は、復旧措置をとるとともに、保安部交通課までご連絡下さい。
- 3 標識灯を変更したり、新たに設置される場合は、事前に相談してください。

佐世保海上保安部 交通課 〒857-0852 佐世保市干尽町4-1 TEL0956-31-5512

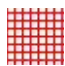




### 江迎港

-26-




 港則法区域

### 大村港

-27-

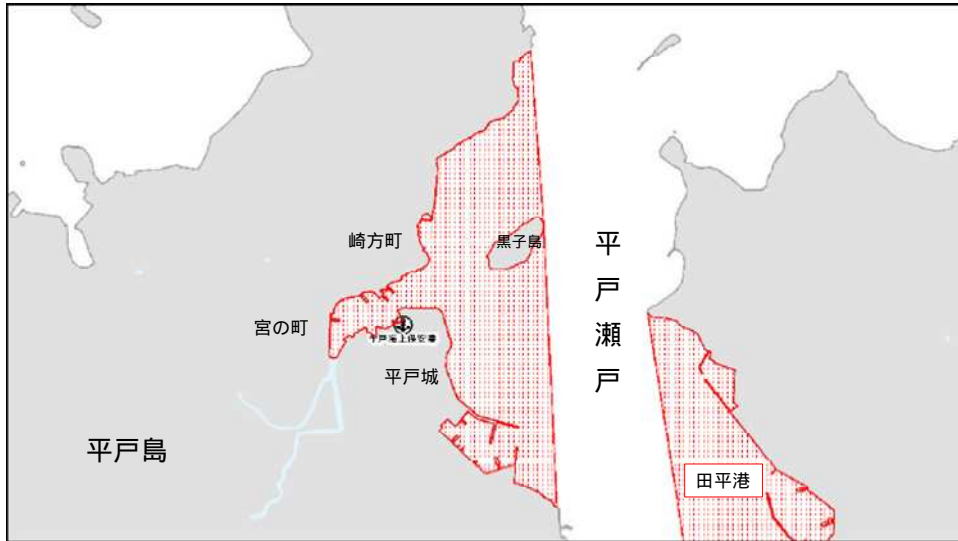



 港則法区域



### 平戸港

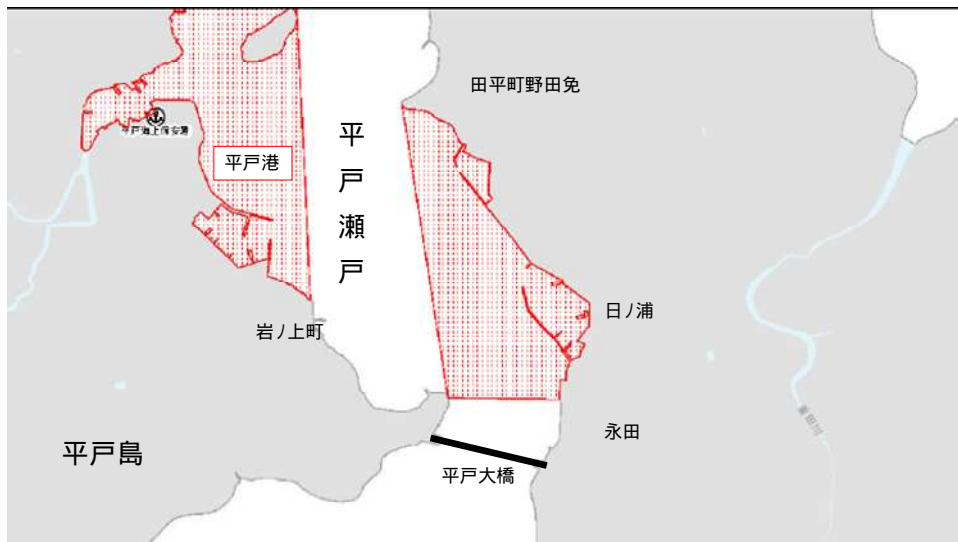
-28-




 港則法区域

### 田平港

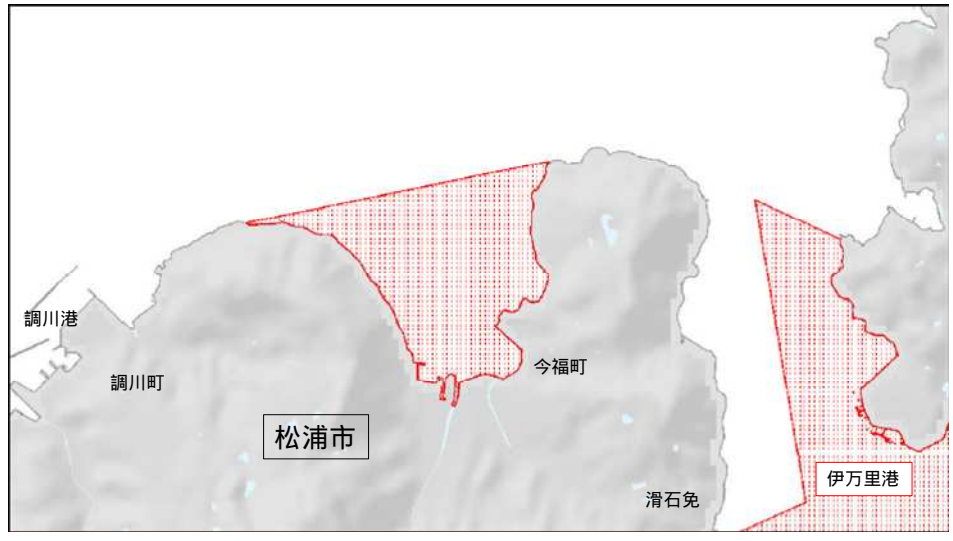
-29-

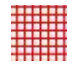


 港則法区域

### 今福港

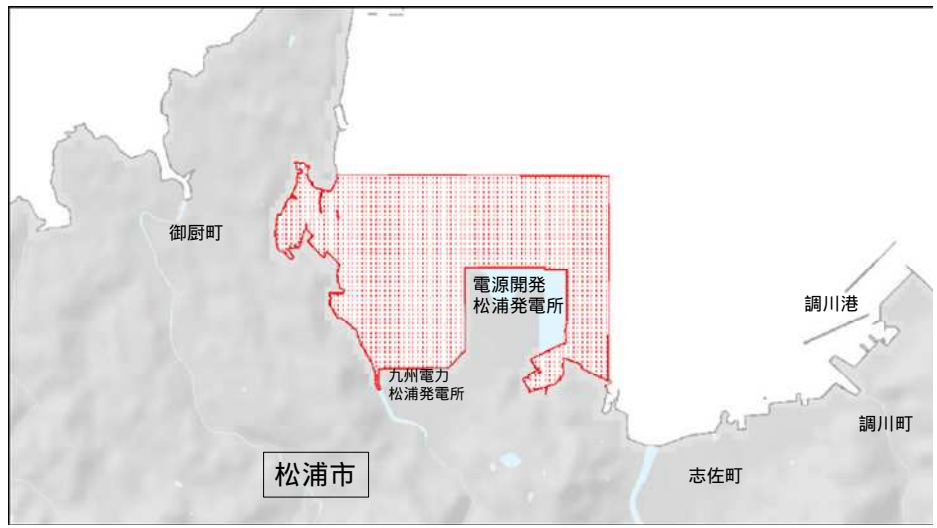
30




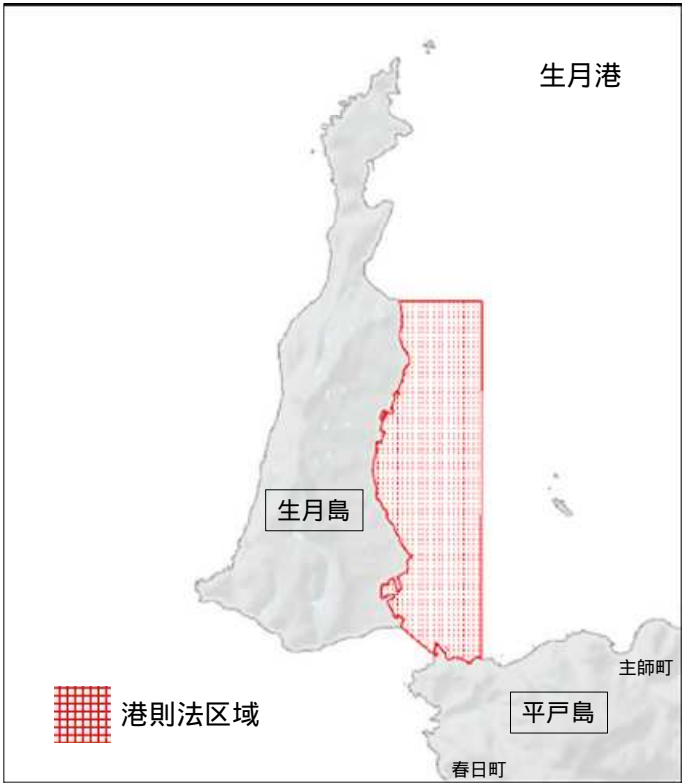
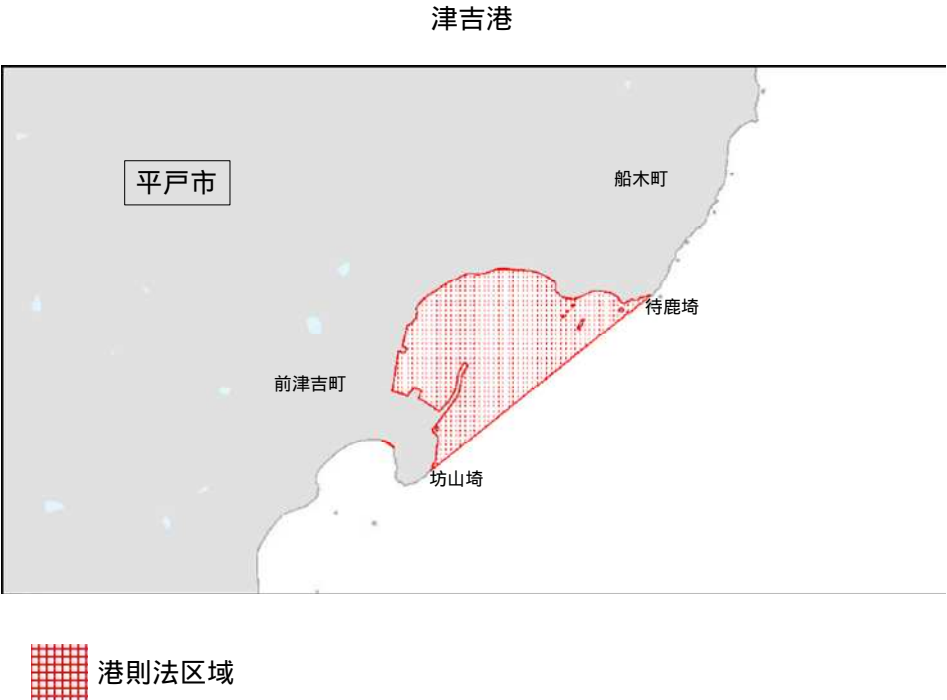
 港則法区域

### 松浦港

31



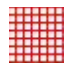
 港則法区域



### 大島港

-34-




 港則法区域

### 小値賀港

-35-



 港則法区域